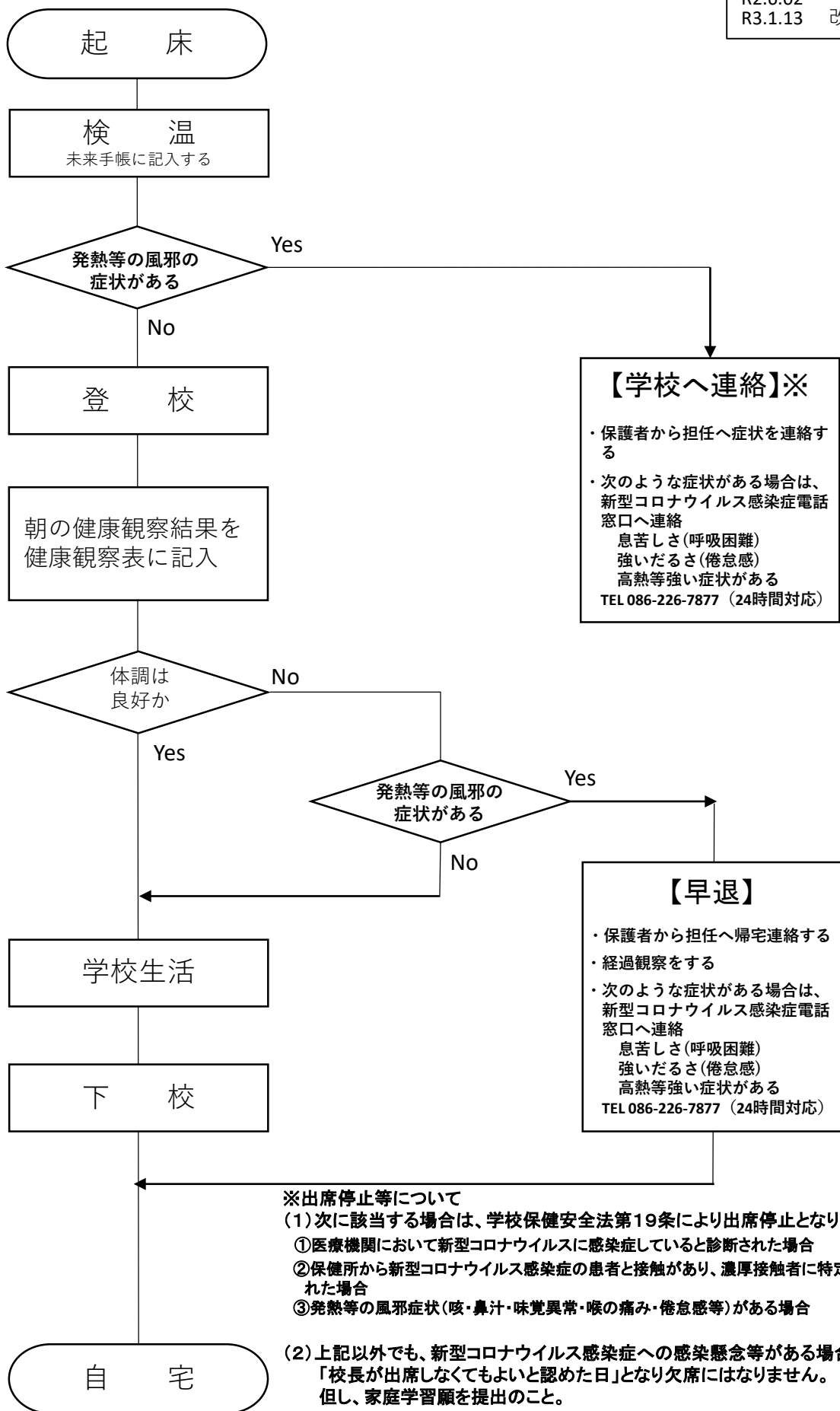


新型コロナウイルス感染拡大予防に係る
健康観察の手順について

R2. 4. 1
R2. 4.10
R2.5.25
R2.6.02
R3.1.13 改訂



※出席停止等について

(1)次に該当する場合は、学校保健安全法第19条により出席停止となります。

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染症していると診断された場合
- ②保健所から新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、濃厚接触者に特定された場合
- ③発熱等の風邪症状(咳・鼻汁・味覚異常・喉の痛み・倦怠感等)がある場合

(2)上記以外でも、新型コロナウイルス感染症への感染懸念等がある場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」となり欠席にはなりません。但し、家庭学習願を提出のこと。